

平成27年第1回睦沢町議会臨時会会議録

平成27年12月25日（金）午前10時開会

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 田邊明佳 | 2番 | 田中憲一 |
| 3番 | 麻生安夫 | 4番 | 清野彰 |
| 5番 | 今関澄男 | 6番 | 幸治孝明 |
| 7番 | 幸治正雄 | 8番 | 岡澤宏一 |
| 9番 | 中村義徳 | 10番 | 市原時夫 |
| 11番 | 荻野新衛 | 13番 | 市原重光 |

欠席議員（1名）

12番 市原裕一

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 市原武 | 副町長 | 宮崎登身雄 |
| 総務課長 | 高橋正一 | 税務住民課長 | 中村精一 |
| 総務課主幹兼 総務班長 | 白井住三子 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 石井安邦 | 書記 | 麻生健介 |
| 書記 | 中山大輔 | | |

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件

日程第 3 議案第 1 号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長の提案理由説明・質疑・討論・採決)

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日9時30分から開催されました。

内容について、中村義徳委員長より報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会から報告申し上げます。

本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました平成27年第1回睦沢町議会臨時会にかかわる日程等についての協議を行いました。

協議の内容について、お手元に配付の日程により説明申し上げます。

提出議案は、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、1件であります。したがって、会期は本日1日限りとして予定をいたしました。

皆さん方のご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原　武君）　皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第1回睦沢町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件につきましては、改めて提案理由等を申し上げますが、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定1件でございます。

町税関係につきましては、県からの準則をもとに改正をしているところでございますが、10月に通知のありました改正について、諸般の理由から第4回議会定例会に間に合わすことが出来ませんでした。

また今般、12月21日に新たに市町村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の準則が示されましたことから、併せて提案をさせていただきたく、臨時議会をお願いするものでございます。一部事務手続が遅れましたことについてお詫びを申し上げますとともに、慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総務課所管の行政報告をさせていただきます。

先般、新聞報道等において取り上げられました株式会社NHKアイテック社員による不祥事ですが、本件は、NHKアイテック本社と千葉事業所に所属する社員2名が、平成21年からこれまでに、放送関連施設の工事や業務を実態のない会社に発注するなどの方法で、会社の金およそ2億円を不正に受給した疑いがあることが国税局の税務調査によって明らかになったというものであります。

株式会社NHKアイテックにつきましては、平成23年度に本町の地デジ難視対策事業におきまして、無線共聴施設の設計から工事まで請け負うとともに、平成25年度から現在まで施設の保守等についても契約をしている業者でありますので、12月18日にNHKアイテックに連絡をし、21日に関東支社総務部長及び千葉事業所長から事情聴取を行いました。

その結果、今回の不祥事にかかわった職員は本町のこれまでの業務等に携わっていないこと、また実態のない下請業者についても、本町の業務にかかわった業者ではないことが確認できましたので、ご報告をいたします。

以上、ご挨拶と行政報告を申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君）　ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたし

ます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。7番、幸治正雄議員、8番、岡澤宏一議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第3、議案第1 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に交付されたこと、及び平成27年12月16日決定の平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続におけ

る個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことも踏まえまして、睦沢町税条例等の一部を改正する条例（平成27年睦沢町条例第23号）について、その一部を改正する条例を制定させていただくものでございます。

改正の主なものは、通称、番号法により、平成28年1月1日から税関係申告書等に個人番号または法人番号を記載することとなった規定に関する措置であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 命によりまして、議案第1号のご説明をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先程、町長の挨拶にありましたように、本来12月の第4回議会定例会に上程すべきものでしたが、事務の遅れにより漏れてしまいました。今後は二度とこのようなミスのないよう、細心の注意を払う所存です。誠に申し訳ありませんでした。

お手数ですが、議案審議資料の1ページをご覧くださいと思います。

改正の趣旨ですが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されました。また、平成27年12月16日決定の平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことも踏まえて、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

本条例の改正内容ですが、番号法により、税関係の申告書等において、個人番号または法人番号を記載することとなります。これに関しまして、本町の税条例の条文の中の法人番号について、番号法の第2条第15項で規定されています法人番号の定義を加える条文の改正、また地方税関係書類のうち、本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、個人番号の記載の対象書類を見直し、一定の場合において個人番号の記載を不要とする改正です。

今回、第2条では、法人番号関係の用語の定義の規程を削除するものです。

第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3、第149条におきましては、こちらについては、法人番号の定義を加えるものでございます。

個人番号の記載を不要とする今回の条文の改正ですが、第51条で、町民税の減免に係る申請書の関係になります。こちらについては個人番号の記載が不要となります。

第139条の3ですけれども、こちらは特別土地保有税の減免に係る申請書に個人番号の記載は要しないという改正になります。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 1番。他町村ではこれ12月に上程されたそうですけれども、10月の通知で事務の遅れがあったということですが、普通に考えれば12月に間に合ったのではないかと。これは一体どういった経緯というか、特殊な事情でもあったのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員の質問にお答えをしたいと思います。

先程、挨拶でも申し上げましたとおり、事務に遺漏があったということでおわびを申し上げたいと思います。お隣の長南町でも12月の議会定例会に提出したというようなことから、内部で実は他の課からの、総務課からの指摘があって、これが発覚した訳でございます。そのようなことで、大変申し訳ないことをしたなというふうに思っておるところでございます。

またその後、12月16日になりまして与党の税制大綱による取り扱いの変更があったということで、結果的には臨時会で全ての案件をお願いするという形になりましたけれども、先程言いましたように、事務の漏れがあったということで、大変恐縮に思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 漏れがあったということの内容をお聞きしたかったんですけれども、とりあえず何があったかは察しがつきますけれども、以前から申し上げていますが、最近、特に職員さんの資質を疑われるような問題がたくさん出ていまして、私、定例会でも申し上げましたが、細かいことは言いませんけれども、大きなところでは道の駅のデータ不正の問題であったりであるとか、前回の福祉課、あと住民の方がけがを負ってしまった公民館のことであるとかありますけれども、大分職員教育に力を入れるとお答えをいただいていたような気がするんですけれども、それが果たされていないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃられるように、大変不祥事が続きまして、誠に遺憾に思っております。またこの辺については、内部体制といたしましても、内部で文書訓告等も行

っております。また今後とも厳正に対処して参りたいというふうに考えております。

なお、また、給与関係の取り扱いの仕方も大分変わって参りまして、これからはそういう訓告等を重ねることによって、昇給にも影響してくるということが言われております。そういう制度設計に変わってきておりますので、そういうものにも適正に対応して参りたいというふうに考えています。そうすることによって、結果的にこういう事務の漏れだとか、誤りだとかいうものがないように努めてもらいたいというふうに思っております。

また、先日の企画調整会議、課長会議でございますが、私が申し上げたのは、今、睦沢町の職員は県内の公共団体の職員から比べると、年休の消化率が非常に悪いというふうに県市町村課から指導されております。やはりリフレッシュをして、人が仕事をしているときにお休みをいただくということでリフレッシュをしながら、ある意味、また違う観点から仕事を見直すということをしてほしいという指示をしております。そうすることによって、ただ単に机にかじりついて不安感をなくすということが、こういう安易な事務上の漏れ、今回については県からメールが来ていたものを、その確認をしていなかったということでございました。本来であれば、班長がいて、課長がいる訳で、相互検査する中でこういう漏れを防ぐというのが一般的でございますが、結果的にこれが出来なかったということで、先程も言いましたように、リフレッシュをしていただきながら、再度また違う観点から仕事を見直していただくという方向で指示をさせていただきました。

また今後とも、ひとつよろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。この条例に関して、事業所及び個人が新たな事務手続の必要性を生じるような内容があるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村精一君） 新たに仕事が増えることはございません。

○議長（市原重光君） 市原議員。

○10番（市原時夫君） それから、12月の与党の税制何とか大綱の方針の内容によって変えたということですが、法律は、与党が示せばそれに基づいて変えなければいけないというのはちょっとおかしいと思うんですけれども、それが国会なり、それから行政の範囲の中で決まったという範疇の責任においてはなると思うんですけれども、与党であろうが何で

あろうが、一政党が方針を決めたら、それに従わなければ、法律を変えなきゃいけないというのがちょっと理解できないんですが、その辺は行政上に任されていたという法律の根拠があつてのことでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 通常、国会で法律を決めます。その施行に関して細かいものは、省令等で各省庁で出して決めます。今回は与党の税制改正大綱によって、そういう細かいことの要請があつて、それを受けて省令等、あるいはそれに準ずるものというような形で、実際の細かい運用規定が示されます。それによって、細部のものについて、そこまで町のほうで条例の中に入れるか入れないかという扱いはございました。そのようなことで、今回はそこまで町の様式の中に入れなくてもいいというようなことが示されましたので、それに従って町の条例を変えさせていただくというものでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 確認なんですが、つまり一つは省令として、法律が決まって省令としてあつて、その省令として定まっているからやるという方向と、それから法律の枠内において町が独自にやれるという権限の問題という二つある訳ですよ。今ちょっとその辺が曖昧なんですけれども、どっちなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程、挨拶の中で、準則という話をさせていただきましたけれども、これについては、日本国内の各市町村が同じような条例体系をとるために、見本的なものを示す訳でございますが、そういったもので統一感をもってするという形の今回の形でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 要するに、その範疇の中で町の独自の権限としてやったといたらどうも違うみたいで、全部同じだということになると、その準則なり省令なりという形ではっきりと示されているんですかということを知っている訳ですよ。

単なる与党がこういうことでどうだという考え方を示したと、だからやったというような感じがしたから。でも、聞いているとそうじゃないみたいなので、ちゃんと示されているんだったら、それで示されているということを言ってくれればいいんですよ。誤解のないようにやってもらいたいというふうに思うので。

○議長（市原重光君） 最後の質問だと思われまますので、お答えください。

市原町長。

○町長（市原 武君） 総務省自治税務局長からの通知によりまして、平成28年度与党税制改正大綱、これは平成27年12月16日決定、自由民主党、公明党において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたこと等を踏まえて、総務省自治税務局長からの通知で、各町村の条例案を送付したという形になっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回睦沢町議会臨時会を閉会します。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時23分）